

金融庁、有価証券報告書に人的資本開示の拡充を求める 「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の公開草案を公表

Point
1

人材戦略に関する基本方針等の開示

金融庁が公表した公開草案（以下「本公開草案」という）では、「人材戦略に関する基本方針等」として、経営方針・経営戦略等に関連付けた具体的な人材戦略の記載をすることが提案されています。また、従業員給与（賞与を含む）の額や内容の決定に関する方針について、具体的な記載をすることが提案されています。

Point
2

「従業員の状況」の開示拡充

本公開草案では、「従業員の状況」において、新たに平均年間給与の「対前事業年度増減率(%)」を記載することが提案されています。

また、提出会社が子会社の経営管理を主たる業務とする会社（持株会社）の場合、連結会社（外国会社を除く）のうち、従業員数が最も多い会社（最大人員会社）に係る情報についても、提出会社と同一の内容の開示を「従業員の状況」において求めることができます。



ここに注目！

本公開草案は、2025年6月に公表された「経済財政運営と改革の基本方針2025」等において、人的資本に関する開示の拡充が提言されたことを受けたものです。

本公開草案に対するコメントは2025年12月26日までとされています。今後、寄せられたコメントを踏まえ、2026年1月中を目途に最終化されることが見込まれます。

Point
3

人的資本に関する情報の一体的な開示

本公開草案では、有価証券報告書における人的資本に関する開示の拡充と併せて、開示を集約することが提案されています。

具体的には、新たに「第4 提出会社の状況」に「従業員の状況」を設け、ポイント1で示した「人材戦略に関する基本方針等」、現在の「従業員の状況」を一体的に開示すること、「新株予約権等の状況」および「役員・従業員株式所有制度の内容」についても一体的に開示できることが提案されています。

Point
4

2026年3月期の有価証券報告書から適用

本公開草案では、改正後の規定について公布日からの施行が提案されています。

このため、3月決算会社においては、2026年3月期の有価証券報告書から改正後の定めに基づく開示が必要となることが見込まれます。